

令和7年第11回羽幌町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年12月29日（月曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第91号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）
- 第 5 議案第92号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第93号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（11名）

1番 佐藤 満 君	2番 金 木 直 文 君
3番 阿 部 和 也 君	4番 逢 坂 照 雄 君
5番 村 上 雄 也 君	6番 小 寺 光 一 君
7番 磯 野 直 君	8番 舟 見 俊 明 君
9番 工 藤 正 幸 君	10番 平 山 美知子 君
11番 村 田 定 人 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	森 淳 君
副 町 長	三 浦 義 之 君
教 育 長	濱 野 孝 君
監 査 委 員	熊 木 良 美 君
総 務 課 長	伊 藤 雅 紀 君
地 域 振 興 課 長	飯 作 昌 巳 君
地 域 振 興 課 政 策 推 進 係 長	山 田 太 志 君
財 務 課 長	清 水 聡 志 君
財 務 課 主 幹	門 間 憲 一 君
町 民 課 長	大 平 良 治 君
福 祉 課 長	高 橋 伸 君

福祉課長	高本勇一君
福祉課子ども係長	高橋司君
健康支援課長	棟方富輝君
健康支援課 介護保険係長	山川恵生君
上下水道課長	渡辺博樹君
上下水道課長補佐	熊谷裕治君
農林水産課長	敦賀哲也君
農林水産課長補佐	杉野浩君
商工観光課長	三上敏文君
商工観光課長補佐	木村謙彦君
商工観光課 商工労働係長	廣谷将大君
学校管理課長	葛西健二君
社会教育課長	宮崎寧大君
学校給食 センター係長	佐々木聡絵君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鈴木繁君
総務係長	嶋元貴史君
書記	真田優太君
書記	坂本樹君

◎開会の宣告

○議長（村田定人君） ただいまから令和7年第11回羽幌町議会臨時会を開会します。

（午後10時00分）

◎町長挨拶

○議長（村田定人君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。
町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 令和7年第11回羽幌町議会臨時会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
さて、本臨時会に提案しております案件は補正予算案3件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、
1番 佐藤 満 君 2番 金木直文君
を指名します。

◎会期の決定

○議長（村田定人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日の欠席並びに遅刻届出はありません。
会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。
次に、地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明員として出席通知のありま

した者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第91号～議案第93号

○議長（村田定人君） 日程第4、議案第91号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）、日程第5、議案第92号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第93号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算（第4号）、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計につきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,019万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ86億6,539万3,000円とするものであります。

今回の補正は、主に国の令和7年度補正予算に関する事業であります。最初に、重点支援地方交付金を活用し、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援を実施する事業であります。全町民を対象に町内で使用できるクーポン券1万円の配布事業や令和8年2月から7月の水道料金を減免するほか、子育て世帯への支援として小中学生を養育する世帯に対しては、学校給食費の無償化等を実施し、未就学児を養育する世帯に対しては、子供1人当たり1万円の支援金を支給するものであります。また、事業者支援につきましては、バス、タクシー事業者、介護、障がい福祉施設の事業者、農林水産業に対してのそれぞれの支援金額を設定し、支給するものであります。これらの事業に係る歳出予算の合計1億4,661万5,000円を計上し、4月以降の水道料金減免に係る予算4,037万6,000円は繰越明許費を設定するものであります。

なお、各事業の内容につきましては、この後担当課長から説明いたします。

次に、歳出の3款民生費、児童措置費において物価高対応子育て応援手当支給事業1,568万3,000円の増額は、令和7年9月30日時点で零歳から18歳までの児童を養育している児童手当受給者及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までの出生児を対象に子供1人当たり2万円を支給するものであり、財源につきましては国庫支出金で賄えるものであります。

次に、7款商工費、商工振興費においてハートタウン改修事業につきましては、先般の第10回定例会において補正させていただいたハートタウン2階部分の改修に係る実施設計委託料について一般財源から過疎対策事業債へ財源を更正するものであります。

次に、8款土木費、都市計画管理費において都市計画整備事業1,789万7,000円の増額は、次期羽幌町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定業務に関し、

本年度当初予算において令和7年度から2か年度の事業で実施することとしていましたが、そのうち債務負担行為を設定していた令和8年度の国庫補助対象分について、国の令和7年度補正予算による内定通知を受けたため、本町においても令和7年度予算に計上し、令和8年度での実施予定分1,861万2,000円を繰越明許費として設定し、当初設定した債務負担行為1,190万2,000円を廃止するものであります。

次に、10款教育費、事務局費においてGIGAスクール運営事業につきましては、当初予算で措置していた羽幌小学校及び羽幌中学校のネットワーク環境整備委託料について、デジタル活用推進事業債の充当可能額を一般財源から地方債へ財源更正するものであります。

歳入につきましては、国の令和7年度補正予算に係る国庫支出金のほか、町債を増額し、学校給食費及び財政調整基金を減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて簡易水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。補正をいたします内容は、重点支援地方交付金を活用し、離島地区の令和8年2月から3月分、水道料金の減免に関し、1款水道使用料157万5,000円を減額し、2款一般会計からの繰入金を増額するものであります。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。こちらも重点支援地方交付金を活用し、市街地区の令和8年2月から3月分の水道料金を減免するものであります。収益的収入及び支出において、収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益1,811万2,000円の使用料収入を減額するものであり、第2項営業外収益、第4目他会計負担金1,833万2,000円の増額は、減免に係るシステム改修費用の費用及び減免による給水収益の減少額を一般会計からの負担金として収入するものであります。

また、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用22万円の増額は、水道料金システムを改修するものであります。なお、資本的収支について補正はございません。

以上が補正をいたします予算の内容であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） それでは、重点支援地方交付金事業予算の内容について別途お配りしている羽幌町重点支援地方交付金（令和7年度補正予算）推奨事業メニュー（案）を基に説明いたします。

この表は縦の欄、左から通しナンバー、担当課、事業名称、目的、効果、交付金を充当する経費内容、積算根拠、事業の対象、事業費、予算年度であり、横の項は事業単位で区分しています。

最初に、ナンバー1、町民課のバス・タクシー事業者エネルギー価格高騰対策支援事業であります。町内に営業所を有するバス事業者1社及び福祉限定を含むタクシー事業者4社に対してそれぞれの基本額に使用している車両の台数に応じた加算額を加えた支援金

を支給するものであり、支援金の合計940万円を計上するものであります。個別の金額につきましては、御覧いただきまして説明は省略させていただきます。

次に、ナンバー2、健康支援課及び福祉課の介護・障害福祉サービス基盤整備事業であります。町内の介護保険施設及び障がい福祉施設に対して支援金を支給するものであり、介護保険施設の通所系事業所及び障害福祉施設に対しては5,000円の単価に1日の定員と週間開設日に乗じた金額を支給し、介護保険施設の入所系事業所に対しては1万円の単価に定員に乗じた金額を支給するものであり、合計416万円を計上するものであります。

次に、ナンバー3、商工観光課の消費活性化対策事業であります。羽幌町に住所を有する全町民に対して町内で使える1万円分のクーポン券を配布するものであり、事務費を含めた総事業費5,989万円を計上しております。

次に、ナンバー4、学校管理課の令和7年度小中学校修学旅行補助事業であります。本年度当初予算で計上していた羽幌小学校及び羽幌中学校の修学旅行に要する交通費の助成事業149万1,000円について本交付金事業の対象になるため、財源更正するものであります。

次に、ナンバー5、学校給食センターの令和7年度学校給食費負担軽減事業であります。第1子半額、第2子以降を無償としていた給食費について、第1子も含めて完全無償化することとし、事業費640万2,000円のうち児童・生徒の欠席等を見込んで576万円を充てるものであります。

ナンバー6と7、上下水道課の水道使用料基本料金減免事業であります。ナンバー6は本年10月に国の予備費によって実施した事業の減免額1,001万8,345円に対し、本町の配当額が679万2,000円だったため、不足額322万6,000円を充当するものであります。

ナンバー7は、同様に令和8年2月から7月までの6か月分の基本料金を減免するものであり、事業費6,028万3,000円のうち4月から7月までの令和8年度分4,037万6,000円を繰越明許費として追加するものであります。

2枚目を御覧願います。ナンバー8、農林水産課の漁業物価高騰対策支援事業であります。漁業を操業している114事業者に対し、漁船の規模に応じ1トン未満5万円から段階的に15トン以上14万円までを支援金として支給するものであり、総額816万円を見込むものであります。

次に、ナンバー9、農林水産課の林業物価高騰対策支援事業であります。町内の林業3事業者に対して所有、またはリース契約している車両系建設機械1台当たり5万円、10台を上限として支援金を支給するものであり、総額80万円を見込むものであります。

次に、ナンバー10、農林水産課の農業物価高騰対策支援事業であります。水稻生産者を除く30農業者に対し、定額5万円に作付10アール当たり150円を加えて支援金を支給するものであり、総額248万円を計上するものであります。

次に、ナンバー11、福祉課の未就学児子育て支援事業であります。ゼロ歳から6歳までの未就学児を養育する世帯に対し、子供1人当たり1万円の支援金を支給するものであり、事務費を含め総額144万2,000円を計上するものであります。

以上が令和7年度予算での充当を見込む事業であり、今回の補正額1億4,661万5,000円に財源更正を含めた総事業費1億5,773万4,000円、交付金の充当が1億5,311万6,000円となっております。

次に、ナンバー12と13は、令和8年度に実施する事業として今回の補正予算では計上せず、令和8年度当初予算に計上するものであります。

最初に、ナンバー12、学校管理課の小中学校修学旅行補助事業であります。内容は先ほどのナンバー4と同様、修学旅行の交通費を助成するものであり、事業費を158万8,000円見込むものであります。

次に、ナンバー13、学校給食センターの中学生学校給食費負担軽減事業であります。令和8年度から小学校の給食費は国の施策で無償化されることを見込み、半額としている中学生第1子分の無償化を実施するものであり、事業費438万円のうち本町の交付限度額の残り249万7,000円を充てる見込みであります。

以上が重点支援地方交付金事業予算の内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議をすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第91号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。ありませんか。

7番、磯野直君。

○7番（磯野 直君） 多分町民の皆さんは、クーポン券のことで報道とかでおこめ券だとか何とかと出ていると出ていたかなと思って気にはしていたところだと思うのですが、おこめ券でなくてこのクーポン券に至った経緯ともう一点、これ町民に行き渡るのはいつぐらいになるのか教えていただけますか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） プレミアを選ばないでクーポン券にした件なのですけれども、前回交互に、クーポンのほうが多かった。プレミアやった場合に非常に交換率が低くて、正確な数字は今調べて後で報告させますけれども、クーポンにした場合ほぼ100%に近いものがあるので、全体に行き渡るということであるとやっぱりクーポンがいいのではないかという議論の結果です。担当課のほうから具体的なその数字あれば言ってください、過

去の。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森町長。

○町長（森 淳君） おこめ券のことについて答弁漏れがありましたので、報告させていただきます。

おこめ券ご存じのように途中からいろんな販売業者のほうも換金率等を変更してきていたりしていますし、ほかの地域では地域のおこめ券を独自に印刷して地域だけで通用するようなところを検討しているという情報は事前につかまえていました。我々がやめた部分の最大の理由というのは、例えばおこめ券に関して農業関係者、もしくは地元の農業関係者から購入しているところなんかについてはおこめ券使えないということで、同時にまたおこめ券自体がやっぱりお米に限定するという前提でいくと使いづらいという声もあるということでクーポン、もしくは下水道のほうで自分のところのお財布という言い方がいいかどうか分かりませんが、残った部分で必要があればおこめ券を買ったり、ほかのものに充ててもらうことで実質的には変わらないのではないかとということで、おこめ券については採用しませんでした。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） それでは、クーポン券の町民に行き渡る時期についてご説明させていただきます。

金券につきましては2月2日に郵便局に引渡しして、多少前後あると思いますけれども、1週間程度かけて町民の方に届く予定でございます。

○議長（村田定人君） 10番、平山美知子君。

○10番（平山美知子君） 今のクーポン券について、これ使用期限というか、そういうのは設定されていますか。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） スケジュールとしては、2月7日から3月15日までの使用を予定しております。

○議長（村田定人君） 10番、平山美知子君。

○10番（平山美知子君） 今2月7日から3月15日までっておっしゃいましたよね。この期間私にするとちょっと短いかなと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょうね。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、三上敏文君。

○商工観光課長（三上敏文君） 昨年第9弾実施しているのですけれども、昨年が2月10日から3月15日までということで、それで実際99%近く使用していただいていますので、去年よりちょっと長い、二、三日ですけれども、長いということでご理解いただければと思います。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） まず、2番目の健康支援課のほうなのだけれども、中身のほうでA事業所とB事業所でそれぞれ通所補助ということで6日と5日となっているのですけれども、これ通所補助が5日間しかやらない、そして6日しかやらないということで6日と5日ということでよろしいでしょうか。そういう解釈で。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、A事業所につきましては1週間で開設している日にちが6日間、B事業所は5日間の開設になっているので、このような設定になっております。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。ありがとうございます。

もう一点お願いします。その下のほうに入所者の1万円というのがあるのですけれども、3番目に商工観光課ではクーポン券が1人1万円と。ダブリでこれは与えるというか、該当するというでよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） お答えいたします。

おっしゃっている入所系事業所の部分なのですけれども、これ入所者の方に行くのではなくて、運営している事業所さんのほうに支援をするということでございます。

○議長（村田定人君） 4番、逢坂照雄君。

○4番（逢坂照雄君） 分かりました。1万円と1万円が事業所と個人に当たるということで、そういう解釈でということ。

○議長（村田定人君） 健康支援課長、棟方富輝君。

○健康支援課長（棟方富輝君） お答えいたします。

あくまでも事業所さんに渡すもので、その算定としてそれぞれの施設の定員数に1万円を掛けた金額をそれぞれの事業所さんに支援するというものでございます。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、学校給食のところ、5番に関わってお聞きをしたいのですが、令和7年4月からということは今年度1年分遡っての軽減ということになるのだらうと思いますが、もう既に家庭によっては給食費支払っている、納めているところもあると思いますけれども、それは払戻しということになるのか、どのような形になるのかお聞きしたい。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 払戻しというふうな形になります。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 議会で議案が通れば即各事業所なり、それぞれ動きが始まると思うのですけれども、この重点支援の対策をどのように町民のほうに広報していくかというのはとても大事なかと。これだけたくさんのメニューがある、特にお子さんがある世帯には手厚いかなと思うのですけれども、なるべく効果的に羽幌町で行っている事業を広報することは大事なというふうに思っているのですけれども、その辺どのように今後広報して町民の方に伝えていくか、町の考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 財務課長、清水聡志君。

○財務課長（清水聡志君） お答えいたします。

実はちょっとタイトなスケジュールで、今ようやく事業を固めたというところであります。議員おっしゃるように町民に対する周知というのは必要になってくるなというふうに思っております。これから内部協議をいたしまして、なるべく住民の方々に分かりやすいように周知図ればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） せっかくのこういう対策ですので、町民の方がやっぱり得したとか、余ったお金でまたいろんなことができるとか、正しい情報を早く、そして分かりやすく伝えていただきたいという願いを込めて質問しました。ぜひそのようなこと、今課長がおっしゃったような、ちょっとスケジュール的にはタイトだと思いますけれども、正しい情報を町民のほうに伝えるようお願いしたいと思います。答弁はいいです。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号 令和7年度羽幌町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号 令和7年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算(第4号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号 令和7年度羽幌町水道事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(村田定人君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、令和7年第11回羽幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時32分)